

# 「Kyoto Japan」ロゴマークのご使用について（平成30年3月改定版）

## 京都産業育成コンソーシアム

京都産業育成コンソーシアムでは、全ての京都企業が「京都でものづくりをやっていて良かった」と実感できるような取組の一つとして、「Kyoto Japan」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を策定し、京都製品の海外市場開拓をサポートしています。

ご登録いただいた皆様方には、以下についてご留意いただき、ロゴマークをご活用いただきますようお願い申し上げます。

### 1 ロゴマーク

別紙1の通り

\*ロゴマークは国内及び米国、欧州、韓国、台湾において商標登録済みです。

\*ロゴマークの使用に当たり、定められた色・形状等を変更することはできません。

### 2 登録対象者

以下の使用要件を満たす事業者を登録します。

- (1) コンプライアンスを遵守し、公序良俗に反する者でないこと
- (2) 海外市場開拓を行う者
- (3) 京都府内で製品・部品を製造等する者又は京都府内に本社その他の開発・企画拠点を置き、日本国内で製品・部品を製造等する者

### 3 使用対象

- (1) 海外向けに京都府内で製造（または京都府内に本社等の企画、開発拠点を置く企業が日本国内で製造）した製品・部品や商品のパッケージなど
- (2) 自社の広報物やHP

### 4 使用料

無 料

### 5 使用期間

ロゴマークの使用は、使用事業者登録の通知書に記載した日からとします。

### 6 登録手続

以下に示す様式1～4は「『Kyoto Japan』ロゴマークの使用に関する取扱規程」に定める様式とします。

- (1) 登録は、誓約書兼登録届出書（様式1）に必要事項を記入し、受付機関（下記7参照）に提出して下さい。各受付機関の窓口または郵送で受け付けます。
- (2) 提出された誓約書兼登録届出書の内容を確認の上、京都産業育成コンソーシアムから通知書（様式2）をお送りいたします。
- (3) 不適切にロゴマークを使用した場合には、登録を取り消す場合があります。
- (4) 毎年度末、京都産業育成コンソーシアム宛に、使用実績報告書（様式3）によりロゴマ

ーク使用実績を報告願います。

- (5) 登録内容に変更が生じた場合は、京都産業育成コンソーシアム宛に、登録内容変更届出書（様式4）により速やかに届け出て下さい。

## 7 受付機関

京都商工会議所	産業振興部 〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル
	TEL 075-212-6450 FAX 075-255-0428
(公社)京都工業会	〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町2番地
	TEL 075-313-0751 FAX 075-313-0755
(公財)京都産業21	クール京都推進部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地
	TEL 075-315-8848 FAX 075-315-9240
(公財)京都高度技術研究所 (ASTEM)	企業特化型支援部 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地
	TEL 075-366-5333 FAX 075-315-6634
日本貿易振興機構 京都貿易センター (JETRO 京都)	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク2号館215号
	TEL 075-325-5703 FAX 075-325-5706

## 8 情報の取扱

登録時に記入いただいた内容は、京都産業育成コンソーシアム、及び京都府、京都市、並びに受付機関全てで共有し、催しや施策のご案内、その他の支援のために利用させていただきます。

### <本件に関するお問い合わせ>

上記の各受付機関

又は京都産業育成コンソーシアム 事務局

〒604-0862 京都市中京区烏丸夷川上ル 京都商工会議所ビル6階

TEL 075-211-1880 / FAX 075-211-1881

MAIL kyoto-conso@kyo.or.jp / URL <https://www.kyoto-conso.jp/>

